

春日井市告示第 161 号

令和 2 年第 6 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 2 年度春日井市一般会計補正予算及び令和 2 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 2 年 12 月 18 日

春日井市長 伊 藤 太

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第6号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,252,218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,667,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		48,474,160	1,661,845	50,136,005
	2 国庫補助金	35,623,608	1,661,845	37,285,453
17 県支出金		7,781,154	16,666	7,797,820
	2 県補助金	2,603,467	16,666	2,620,133
20 繰入金		6,218,834	△ 1,534,260	4,684,574
	1 繰入金	6,218,834	△ 1,534,260	4,684,574
21 繰越金		888,075	500,074	1,388,149
	1 繰越金	888,075	500,074	1,388,149
22 諸収入		3,397,184	1,793	3,398,977
	5 雑入	2,427,876	1,793	2,429,669
23 市債		12,389,400	1,606,100	13,995,500
	1 市債	12,389,400	1,606,100	13,995,500
歳入合計		144,415,430	2,252,218	146,667,648

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		78,333,846	59,850	78,393,696
	1 社会福祉費	54,920,562	2,666	54,923,228
	2 児童福祉費	18,177,960	57,184	18,235,144
5 労働費		161,283	1,626,000	1,787,283
	1 労働費	161,283	1,626,000	1,787,283
6 農林水産業費		273,819	3,650	277,469
	1 農業費	243,745	3,650	247,395
7 商工費		3,441,506	178,290	3,619,796
	1 商工費	3,441,506	178,290	3,619,796
10 教育費		12,437,482	384,428	12,821,910
	1 教育総務費	1,345,287	22,720	1,368,007
	3 中学校費	1,276,763	344,500	1,621,263
	4 社会教育費	5,056,533	14,800	5,071,333
	5 学校給食費	2,668,955	2,408	2,671,363
歳出合計		144,415,430	2,252,218	146,667,648

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
労働費	労働費	勤労福祉会館大規模改修工事等	1,626,000
教育費	中学校費	中学校特別教室空調機設置工事	186,500
		中学校外壁改修等工事	158,000

第 3 表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
労働債	勤労者厚生施設整備事業	40,200	普貸又証発 通借は発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,437,800	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ
教育債	義務教育施設整備事業	765,500				974,000			

令和2年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,068,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		5,668,444	△ 63,000	5,605,444
	1 国民健康保険税	5,668,444	△ 63,000	5,605,444
2 国庫支出金		11,781	37,800	49,581
	1 国庫補助金	11,781	37,800	49,581
3 県支出金		16,936,625	32,200	16,968,825
	1 県補助金	16,936,625	32,200	16,968,825
歳入合計		25,061,874	7,000	25,068,874

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		40,000	7,000	47,000
	1 償還金及び 還付加算金	40,000	7,000	47,000
歳出合計		25,061,874	7,000	25,068,874